

大阪市環境局
青野親裕様

2019年10月
大阪市職従環境事業局支部
委員長 北川

自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、長年の退職不補充や任用替えなど合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、2018現業・公企統一闘争より、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ってきました。その経過をふまえ、2019現業・公企統一闘争についても、「自治体現場力の回復による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。

一方、近年大規模自然災害が多発する中、大阪市においては、「大阪市地域防災計画」において、「自助・共助」の取り組みを強化するとともに、広域・甚大な災害に対する行政・市民の災害対応能力の向上をめざした対策の推進を図るとしています。さらに、2018年より、これまでの3年間の集中取り組み期間を踏まえ、2024年までを取り組み期間とする「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき、62のアクションを設定し、防災・減災対策を推進するとしています。

こうした中、環境局においては、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」が実施され、各職場において市民サービスのさらなる向上に向け、様々な取り組みが進められています。私たちは、この取り組みが市民・住民が安心して暮らせるまちづくりに向け、さらに基礎自治体としての公的役割と責務を果たすためにも、直営体制を基本に「質の高い公共サービス」を提供できる取り組みとなるよう強く求めます。

さらに、これまでの災害支援での経験や日常業務で培った技術・技能を活かし、組合員は被災地での復旧・復興支援と大阪での災害ごみ収集に大きな役割を果たしました。このように復旧・復興支援等にかかわっては、直営を持つ自治体と民間委託している自治体との間で、その即応体制に大きな差が生じたことから、災害から市民・住民を守るためには直営による収集・処理体制の確保が重要であると全国的にも認識されたと考えています。

職従協議会は、以上のような状況を踏まえつつ、住民生活に欠かすことのできない公共サービスについては、直営を基本としつつ、局事業の改革や円滑な事業運営に最大限協力する中、近年、多発する自然災害など、災害時における応援や即応体制については、自治体の礎として長きにわたり積み上げてきました。

引き続き、市民の安心・安全を守り、市民サービスの向上と生活環境を守ることを第一に、組織を挙げて取り組み、現場力で大阪市政を支えていく決意であります。

以上のことから、行政責任を回避することなく市民の視点に立った廃棄物行政を推進するよう、次の内容について強く要求します。

記

1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として安定搬入に向け、責任を持って対応を図ること。
2. 家庭系ごみ収集輸送事業改革プランの達成に向けた取り組みについての検証を求めるとともに、引き続き効率化に向けた取り組みについても、災害対策の推進や廃棄物対策の充実など、市民・高齢者の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供できるよう取り組むこと。また組合員の勤務労働条件の変更については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行い、情報提供を含めた連携を行うこと。
3. 雇用と年金の接続を踏まえ、定年退職後の高齢者雇用のあり方やその働き方について、局の考え方を示すこと。具体的には、局として組合員の高齢化や再任用職員者比率の増が予想されることから、65歳まで安心して働き続けられる対策を講じるとともに、市民・住民の視点に立った業務執行体制の確立や組合員の勤務労働条件の改善を図ること。
4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善及び、転任制度の昇格・昇任の課題改善について関係先に働きかけること。また、市民サービスの低下をさせない主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事と質の多様化に対応できる業務執行体制の充実を図ること。また、2級班員の新設がされることから、実施に向けた協議を十分に行うこと。
5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターについて、引き続き災害対策に向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに機能・権限の拡充を図ること。具体には、災害時における要員確保や機材の整備、搬入場所の確保などについて、現時点の局の考え方を示すこと。また、より一層の減量リサイクルを推進し、質の高い公共サービスを提供するため、地域特性を活かした災害時にも対応し得る排出指導業務についても充実を図ること。

6. 新たな事業や業務内容が大きく変遷しています。そのことから、職場実態をふまえ、特殊勤務手当の支給規則の改正を図ること。
7. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、近年の気温上昇等による熱中症対策をはじめ現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。また、市民の安心・安全はもとより、そこに働く者の労働環境・ワークライフバランスを十分に確保すること。
8. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等の改善を進めてきましたが、効果についての十分な検証とさらなる改善等に向け、引き続きの協議を行うこと。また、局として災害発災時に対応し得る被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うこと。
9. 労使関係については法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。